



SDG16. 2の達成に向けた児童虐待防止策の検討

～大学生の「児童虐待」と「しつけ」に関する意識調査から～

■ 研究目的と方法及びSDGs達成に向けて

本研究は児童虐待予防を目的とし、大学生の児童虐待問題に関する意識改善をするための取り組みを考察する。まず、大学生の児童虐待に対する認識・意識のズレが生じる原因を根本から解決できる取り組みを先行研究やKJ法、緊急度・重要度マトリクスを用いて考える。次に、大学生が児童虐待について正しい知識を身につけられるよう先行研究やディスカッションから追求する。そして、新型コロナウイルスの感染防止を考慮し、より現代社会のニーズに寄り添った取り組みを考える。

本研究のテーマ及び研究内容は、「16. 平和と公正をすべての人に」のターゲットの中の「16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」と合致する。児童虐待を撲滅するために必要な「再発防止」「悪化防止（早期発見・早期対応）」「未然防止」の中でも特に「未然防止」を主眼とし、学生が次世代の「親世代」となっていく存在として捉え、学生のうちから児童虐待の認識を高め、将来的にわが子に「しつけ」をすることへの理解を深めていけるようにしていきたい。結果がすぐ出るものではないが、本研究が児童虐待の撲滅、SDGsの達成への一助となることを期待する。以下これまでの研究成果から虐待防止に関する具体的な取り組みを紹介する。

防止策【1】早期発見に向けて教職員に対する知識および意識を上げる

- ① 学内のスクールソーシャルワーカー等の福祉に精通した職員を中心とした研修会の実施、拡充
- ② OFF-JTによる外部研修や外部講師による集合教育の実施、拡充
- ③ ①②の研修を制度化

防止策【2】子どもに対する虐待知識を上げる

【保育所・幼稚園】

- ① 保育者が虐待をテーマとした絵本などを使い、定期的に虐待について子ども達に学ぶ機会を設ける
- ② 保育者が子どもと面談を行い家庭環境などについて話す機会を設ける

【小学校】

- ① 道徳の時間を使い「189」など虐待から自分の身を守る場所があることを先生が児童に伝える
- ② 先生が虐待アンケートを行い児童の家庭環境の状態や虐待行為はないかを確認する

防止策【3】家庭での「殴らない子育て」を普及させていく

- ① 厚生労働省より体罰や子どもの心を傷つける行為の具体例が挙げられており、どのような行為が体罰等にあたるのかが記載されている（図1）ため、その情報や子どもへの言葉掛けの仕方も載せたお便りを、保育施設を利用する保護者に配布し、注意喚起を行う
- ② 母子手帳の配布時に行政から困りごとを相談できる場の情報提供を行う
- ③ 特定妊婦への訪問を保健師とソーシャルワーカーで行う

防止策【4】虐待相談窓口を強化・周知させていく

- ① 保育所等では虐待相談の窓口の電話が載っている啓蒙資料を保護者に配布する
- ② 多くの人が気軽に利用できるサロン等の場所を行政が整備する
- ③ 関係機関による研究会を増やす

防止策【5】地域の人達と交流することでの児童虐待を未然に防ぐ

- ① オンラインで行う交流会やソーシャルディスタンスを保てるイベントを実施する
- ② 地域のイベントに参加して、子ども達と交流を深められる機会を作る
- ③ 母親同士や地域の人の交流を開き、困っていることや悩みを抱えている人の相談を開く

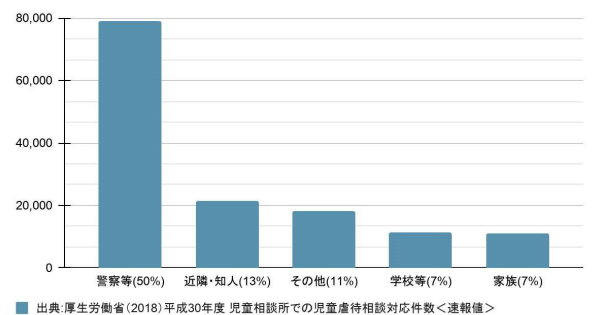
防止策【6】新型コロナウイルスを考慮した対策

- ① 特定妊婦への訪問
訪問回数を減らし、オンライン面談を取り入れる。オンライン面談は、休憩を挿むか、一回の面談の時間自体を短くする。
- ② 検討会の開催
オンラインとオンサイトの併用で行う。検討会参加の容易化、参加可能人数の増大も望める。
- ③ 地域イベントの開催
オンラインでのサークル活動に切り替え、簡単なレクリエーションを行う。週1回程定期的に行い、参加者同士の交流の機会を保つ。
- ④ 情報格差をなくしていく
掲示するポスターをデータ化し、イラストや写真としてSNSに載せる

■ 結論

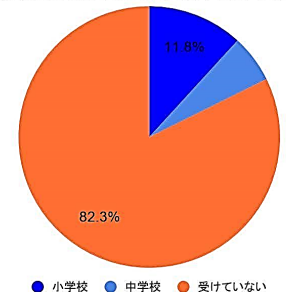
本研究では、先行研究やKJ法等を用いて、大学生に児童虐待問題の意識向上を促すにはどのような取り組みが必要かについても検討した。その結果、児童虐待問題の根本的な軽減や意識向上を図るためには大学生だけでなく、幅広い年代や児童と係わる専門職に働きかける必要であることが分かった。児童虐待問題について意識が低いのは、幼少期から児童虐待について学ぶ機会が少なく、それは教職員等の専門職の教育課程においても同様であることが原因と考えられる。福祉の専門職や行政、学校等が連携を取り、児童虐待への意識問題について共に考えていく必要があると考えられる。新型コロナウイルスの感染拡大や調査の侵襲性の課題からアンケートの実施が困難となったため、本来の目的である現在の大学生の意識を理解し、大学生ができる児童虐待防止への取り組みへの検討は、SDGs達成の観点からも今後の継続的な課題となった。

児童相談所への相談対応経路別件数（平成30年度）



専門職養成課程での学習割合

出典：子ども虐待防止に向けた保育所、学校の役割と課題 西原直之(2008)



指針案で体罰や子どもの心を傷つける行為とされた例

● 口で3回注意したが言うことを聞かないので頬をたたいた

● 大切な物にいたずらをしたので長時間、正座をさせた

● 友達を殴ってけがをさせたので、同じように子どもを殴った

● 他人の物を盗んだので、罰としてお尻をたたいた

● 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

● 冗談のつもりで「おまえなんか生まれてこなければよかった」など子どもの存在を否定するようなことを言った

● やる気を出させるために、きょうだいを引き合いに出してダメ出しや無視をした



(図1) 「毎日新聞(2019年12月14日 東京夕刊)」。しつけ、何が正解? 厚労省「体罰」指針案に賛否。
<https://mainichi.jp/articles/20191214/dde/001/040/035000c>